

容器包装リサイクル法とは？

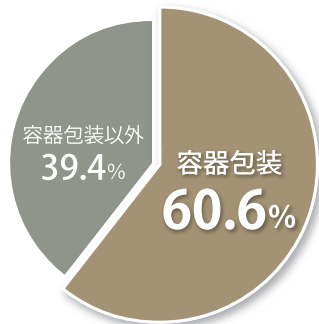
正式名称●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

法の背景

家庭ごみの60%は「容器」と「包装」

日本では年間3,500万トン（平成7年度）ものごみが家庭から排出され、埋立地の不足とともに大きな社会問題となり、なかでもその約60%（容積比）を占める「容器包装廃棄物」の減量化、再資源化が急務となっていました。こうした状況を踏まえ平成7（1995）年、容器包装リサイクル法が誕生しました。

■ 家庭ごみに占める「容器包装廃棄物」の割合（容積比）（平成7年度・厚生省調べ）



法の定義

「容器」「包装」とは何を指すか？

「容器」とは商品を入れるもの（袋も該当します）、「包装」とは商品を包むもの、と考えてください。容器包装リサイクル法では、「商品が費消されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」を容器包装と定義しています。

※下記の4品目は、市場で有償で取り引きされている等の理由から、特定事業者に対して再商品化義務が課されていません。

- スチール缶 ● アルミ缶 ● 紙パック ● 段ボール

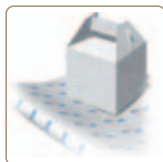
■ 再商品化義務の対象となる「容器」「包装」



ガラスびん
（無色、茶色、その他の色のガラスびん）



PETボトル
（食料品（特定調味料*1、乳飲料等*2）、清涼飲料、酒類）
*1 ・しょうゆ・しょうゆ加工品（めんつゆ等）
・みりん風調味料・食酢・調味酢
・ドレッシングタイプ調味料（ノンオイル）
*2 ・ドリンクタイプのはっ酵乳
・乳酸菌飲料・乳飲料



紙製容器包装



プラスチック製容器包装
（PETボトルを除く）

法の主旨

使う人、つくる人が「義務」を負う

容器や包装を利用する中身製造事業者、商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売事業者、容器の製造事業者、容器包装に入った商品の輸入販売事業者、容器を輸入する事業者—これらを「特定事業者」と呼び、容器包装（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）の再商品化（リサイクル）を義務づけています。

しかし、特定事業者が個別に市町村から引き取りリサイクルを行うことは現実的には困難です。そこで、指定法人である日本容器包装リサイクル協会に「再商品化」を委託し、「委託料」を支払うことによって義務を果たす、という方法が用意されています。

■ 法が定めた役割分担

